

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「美しさと健康とを創りだすことで生活・文化の向上に貢献します。」を企業の基本目標として掲げ、企業活動を通して「豊かな心、知識、生活」を社会に生み出し、その結果「生活・文化の向上＝こころよい、快適な社会づくり」に貢献できると考え、これを当社の企業理念としております。この企業理念を根幹として、経営の透明性および健全性向上のための経営管理組織の構築とその運営を最も重要な経営課題の一つとして位置付けるとともに、経営環境の変化に迅速且つ適切に対応できる経営体制と法令遵守経営の確立をコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

2. 経営監視機能に対する考え方

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指して、平成28年5月27日開催の第59回定時株主総会の決議に基づき、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

監査等委員会は、常勤監査等委員1名および社外取締役である監査等委員2名で構成されております。監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき原則として3ヶ月に1回開催され、独立した観点から経営監視を行うとともに、会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社キャトル・セゾン	1,249,840	23.81
奥村 浩士	588,644	11.21
株式会社ちふれ化粧品	365,000	6.95
三菱鉛筆株式会社	315,000	6.00
株式会社井田ラボラトリーズ	255,000	4.85
奥村 華代	216,000	4.11
株式会社プレストシーブ	168,000	3.20
奥村 有香	77,000	1.46
清水 明弘	75,000	1.42
中野 知花	72,000	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

2 月

業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指して、平成28年5月27日開催の第59回定時株主総会の決議に基づき、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

また、平成28年4月19日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議しました。これは、従業員の最高位として執行役員を任命し、執行責任者としての権限と責任を明確にすることで、取締役会で決定した会社の経営方針を、現場実務レベルでより迅速で機動的に実現することを目指すものです。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
遠山 友寛	弁護士											
江間 洋介	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠山 友寛	○	○	TMI総合法律事務所パートナー弁護士 そーせいグループ株式会社社外取締役 株式会社WOWOW社外監査役 トラスト・キャピタル株式会社社外取締役 当社の独立役員に指定しております。	法務の専門家として、企業法務を中心に専門的かつ独立性が確保された観点から、取締役および従業員の職務執行の適法性、妥当性等の監視機能を期待して選任しております。 また、当社との関係において、証券取引所が規定する項目に該当するものはなく、独立役員に関する独立性の判断基準には抵触しないものと考えられることから、同氏と一般株主との間に利益相反の生じるおそれはないと判断し、本人の同意を得たうえで、独立役員として指定しております。
江間 洋介	○	○	株式会社江間忠ホールディングス代表取締役 当社の独立役員に指定しております。	企業経営の専門家として、長年の企業経営により培われた豊富な経験と幅広い識見を有し、独立性を確保した観点から、取締役および従業員の職務執行の適法性、妥当性等の経営

				監視機能を期待して選任しております。 また、当社との関係において、証券取引所が規定する項目に該当するものはなく、独立役員に関する独立性の判断基準には抵触しないものと考えられることから、同氏と一般株主との間に利益相反の生じるおそれはないと判断し、本人の同意を得たうえで、独立役員として指定しております。
--	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する部署として、監査等委員会の直下に内部統制室を設置しております。その他、内部統制室とは別に、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社は、その組織・人数・地位等について、監査等委員会と協議のうえ、取締役会の決議をもってこれを定めます。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の異動、考課等については、監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員の同意を必要とします。また、当該補助使用人は、原則として専任とし、監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務全体を補佐します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めております。
また、監査等委員会は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査等委員会の職務を実効的かつ効率的に執行する観点から、内部統制室と緊密な連携が保持される体制を整備しております。さらに、内部統制室からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を出すなど、内部統制室と日常的かつ機動的な連携を図るための体制を整備しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役遠山友寛氏および社外取締役江間洋介氏はいずれも証券取引所の定める一般株主と利益相反のおそれのない独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点ではインセンティブの付与に関する施策は実施しておりませんが、今後の状況に応じて、検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役の報酬総額を記載しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、基本報酬および役員賞与で構成されており、監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬で構成されております。なお、役員報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別開示をしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会の決議により定められた年間報酬限度額の範囲内で、取締役会の一任を受けた代表取締役が個々の取締役の職務と責任および業績等を勘案して決定します。
監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた年間報酬限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査等委員の協議により決定します。
なお、監査等委員会で選定された監査等委員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等について、株主総会で意見を陳述する権利を持ちます。また、監査等委員である取締役の報酬等について、監査等委員はその報酬の決定が公正かつ適切な手続きを経ているか等について検討し、監査等委員としての意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会または株主総会において意見を述べます。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会事務局は、常勤監査等委員である取締役および監査等委員会の職務を補助すべき使用人で構成されており、監査等委員会等の開催にあたって各種連絡を行うとともに、必要に応じて監査等委員である社外取締役への資料の事前配布や事前説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会および常務会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名(うち、1名女性)と、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督する権限を有しており、代表取締役を議長として原則毎月開催し、法令、定款および「取締役会規程」に定めた事項(経営目標、経営戦略など重要な事業執行戦略)について経営の意思決定を効率的且つ合理的に行う体制を構築しております。取締役会においては、各取締役や執行役員の業務執行状況の報告や重要案件に関する検討と決裁を行っており、監査等委員である取締役も原則全員出席し、会社の経営状況等に関し適宜意見表明を行うなど、取締役の業務執行の状況やグループ全体の状況について監査を行っております。

さらに、常務会を原則として毎週開催することで、激変する経営環境への適切且つ迅速な対応を図っております。本常務会には取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員および執行役員の出席に加え、常勤監査等委員が出席し意見を述べるなど、経営監視機能の充実も図っております。

また、その他経営環境の変化に伴い発生する問題点等会社の重要課題については、随時担当取締役の下に組成されるプロジェクト体制により具体的な対策を図るなど、機動的な組織運営を行っております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成されております。原則として、監査等委員である取締役全員が取締役会に出席し、会社の経営状況等に関し適宜意見表明を行うなど、取締役の業務執行の状況やグループ全体の状況について監査を実施いたします。

選定された監査等委員は、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会のほか常務会等の重要会議への出席、当社および子会社の取締役または従業員等からの聴取や稟議書等の重要決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施いたします。

監査等委員会は「監査等委員会規程」に基づき原則として3ヶ月に1回開催し、独立した観点から経営監視を行うとともに、会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行います。

また、内部統制システムの状況およびリスク評価等を含む効率的な監査が行えるよう、内部統制室との意見交換および情報の交換を積極的に行っております。

3. 会計監査

当社は、監査法人アヴァンティアと監査契約を締結しており、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査および内部統制報告書監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は小笠原直氏および戸城秀樹氏であり、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の当社への継続関与年数はいずれも7年を超えておりません。平成27年度の連結会計年度の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士6名、その他5名であります。

4. 内部統制室

当社は、監査等委員会直属の内部統制室を設置し、「内部統制監査基本規程」等に基づき主に業務監査を実施しており、監査結果は文書により監査等委員会へ報告されます。被監査部門に対しては監査結果に基づき改善指導を行うとともに、改善状況の報告を求めるなど、実行性の確保に努めております。また、必要に応じて会計監査人であります監査法人と連携し、その業務を遂行しております。

5. 執行役員

当社は、平成28年4月19日開催の取締役会において執行役員制度の導入を決議いたしました。取締役会が従業員の最高位として執行役員を選任し、取締役会で決定した会社の経営方針を現場実務レベルでより迅速で機動的に実現すること、優れた人材を執行役員に登用することで従業員のモチベーション向上を図ることを目的としております。平成28年6月1日付けで、2名の執行役員が就任しております。

6.責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当該契約に基づく取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、監査等委員である取締役3名については、既に責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、つぎの理由により、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がると判断し、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

・監査・監督機能の強化

監査等委員会が取締役の業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を担うこと、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監査・監督機能のさらなる強化に繋がられること。

・経営の透明性と客観性の向上

議決権を持つ独立役員である社外取締役を選任することで、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起され、意見決定における透明性・客観性の向上が図れること。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において事業報告等をビジュアル化し、分かりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算および第2四半期決算発表後に決算説明会を開催しております。なお、決算説明会資料はホームページにも掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書(四半期報告書)、決算短信(四半期決算短信)、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。 なお、決算短信(四半期決算短信)については、英訳版を英語版ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営統括本部人事総務部 担当役員: 取締役人事総務部長 瀧川順	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日本色材グループ企業理念を策定し、経営基本方針のなかで、ステークホルダーの立場を尊重した透明性の高い経営を行う旨を規定するとともに、毎年社員に企業理念を記載したカードを配付することで周知しております。また、出産・育児休業中の従業員のサポート等、女性社員の活躍推進に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	コンプライアンス基本方針を策定し、事業活動においては、常に環境保全の重要性を認識し、環境に関する法令を遵守するとともに、環境保全活動に積極的に取り組む旨の行動規範を定め実践しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	日本色材グループ企業理念を策定し、経営基本方針のなかで、ステークホルダーの立場を尊重した透明性の高い経営を行う旨を規定するとともに、毎年社員に企業理念を記載したカードを配付することで周知しております。
その他	当社取締役9名のうち女性が1名登用されております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、当社および子会社の取締役ならびに使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための行動規範を取締役会において定め、これらの遵守を図る。
- (2)取締役会については、社外取締役を含む取締役で構成し、「取締役会規程」の定めに従い、その適切な運営を確保する。本取締役会においては、各取締役の業務執行状況の報告や重要案件に関する検討と決裁を行うとともに、相互に業務執行を監督し法令、定款違反を未然に防止する。また、複数の独立社外取締役を選任し、経営の透明性の一層の向上と客観性の確保を図る。
- (3)当社は監査等委員会設置会社であり、原則として監査等委員である取締役全員が取締役会に出席し、会社の経営状況等に関し適宜意見表明を行うとともに議決権を行使するなど、取締役の業務執行の状況や当社および子会社の状況について監査・監督を行う。
- (4)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。
- (5)当社は、内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- (6)取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会および取締役会に報告し、その是正を図る。
- (7)業務活動全般にわたる内部統制監査については、監査等委員会直属の組織として内部統制室を置き、「内部統制監査基本規程」等に基づき実施する。
- (8)当社は、「内部通報窓口」を外部に設置し、使用人がコンプライアンス上疑義のある行為等を認知した場合、直接通報・相談できる体制を構築し、問題の早期解決に努める。当該通報者・相談者の保護に十分配慮し、不利益な取扱いを行わない。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。また、監査等委員である取締役はいつでも当該文書を閲覧または謄写することができるものとする。

3損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社のリスク管理体制の基礎として、「リスク管理基本規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。全社横断的なリスク等不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長、経営統括本部を事務局とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速に対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整備する。

4取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項についての迅速な検討と決裁を行う。
- (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、常務会において具体的な執行手続き等につき審議を行うとともに、「組織規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (3)取締役会は、「執行役員規程」に基づき業務執行を担当する執行役員を選定し、担当業務を定め、会社の業務を委任する。各執行役員は委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針、業務執行に関する常務会での審議事項等の実現を目指し業務を執行する。
- (4)取締役会は、中期経営計画等により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずる。
- (5)取締役会は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は事前に協議することなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。

5.当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、子会社の業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規程を整備する。
- (2)子会社の経営管理については、管理部を主管部署とし、「グループ会社管理基本規程」を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
- (3)取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査等委員会および取締役会に報告する。
- (4)監査等委員会および内部統制室は子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。

6.監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査等委員会の職務を補助する部署として、監査等委員会の直下に内部統制室を設置する。その他、内部統制室とは別に、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社は、その組織・人数・地位等について監査等委員会と協議のうえ、取締役会の決議をもってこれを定める。
- (2)当該補助使用人の異動、考課等については、監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員の同意を必要とする。
- (3)当該補助使用人は、原則として専任とし、監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務全体を補佐する。

7.取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社の取締役または使用人、子会社の取締役、監査役または使用人に対して報告を求めることができる。
- (2)常勤監査等委員は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会などの重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役または使用人、子会社の取締役、監査役または使用人への説明を求めるものとする。
- (3)当社の取締役および使用人、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社および子会社の著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項が発生した場合には、その内容につき監査等委員会にすみやかに報告を行う。
- (4)当社は、監査等委員会に報告・説明したことを理由として、当該報告者・説明者へ不利益な取扱いは行わない。
- (5)監査等委員会が選定する監査等委員は、当社および子会社に対して業務の執行状況の説明または報告を求めるほか、必要に応じて業務および財産の状況を調査することができるものとする。
- (6)監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めるものとする。

(7)監査等委員会は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査等委員会の職務を実効的かつ効率的に執行する観点から、内部統制室と緊密な連携が保持される体制を整備する。また、内部統制室からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を出すなど、内部統制室と日常的かつ機動的な連携を図るための体制を整備する。

8監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、その費用または債務が監査等委員会の職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、当社が負担する。

9財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等に基づき、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制監査基本規程」ならびに「財務報告に係る内部統制評価実施細則」を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス基本方針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない旨の行動規範を定め実践しております。また、外部の専門組織に加盟し、反社会的勢力に関する情報を共有するとともに、各種研修活動に参加しております。また、必要に応じて警察当局・顧問弁護士等と連携し、組織的な対応を行います。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、株主および投資家の投資判断に影響を与える決定事実、発生事実および決算に関する情報について、東京証券取引所が定める適時開示規則に基づき、迅速、正確かつ公平な情報開示をTDnet（適時開示情報伝達システム）により行います。また、適宜、東京証券取引所へ事前照会を行い、会計監査人や顧問弁護士等の外部専門家に意見を求めるなど、正確、明瞭かつ投資判断として十分な情報開示に努めます。なお、適時開示規則に該当しない会社情報であっても、株主、投資家およびその利害関係者に有用と判断される情報については、当社ホームページにおいて、情報開示を行います。

2. 適時開示に係る責任者および担当部署

当社は、情報開示担当部署を経営統括本部人事総務部とし、人事総務部を管掌する取締役を情報開示担当役員としております。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

情報開示担当役員は、会社情報の管理および情報開示の責任者として、取締役会および常務会（監査等委員である取締役を除く全取締役および常勤監査等委員等で構成され、原則として毎週開催）のほか、社内の主要会議に出席するとともに、稟議書の申請状況およびその承認状況を一元的に管理するなど社内の重要情報を、早期にかつ網羅的に把握できる体制を構築しております。なお、情報開示担当役員は、代表取締役および経営統括本部が管掌している管理部（子会社管理を含む）と常に会社情報を共有し、会社情報の確認・協議等を行っております。

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については、当社は法令、定款および取締役会規程等により、重要な事項については、常務会および取締役会において決議されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な意思決定を行います。なお、適時開示規則により開示が必要となる場合には、当該決議の後、情報開示担当役員の管理・監督のもと、速やかに開示を行っております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、情報に係る主管部門の担当取締役等から、代表取締役および情報開示担当役員に逐次報告され、情報の集約と分析、適時開示の要否について検討が行われるとともに、常務会または取締役会に速やかに報告され、承認を経た後、情報開示担当役員の管理・監督のもと、速やかに開示を行っております。なお、重大な発生事実については、代表取締役の判断において、タイムリーディスクロージャーを優先し、速やかに開示を行うとともに、その後開催される常務会又は取締役会において報告・承認を行います。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報（業績予想の修正および配当予想の修正等を含む）については、経営統括本部において情報の収集、分析および開示資料の作成を行い、取締役会の決議を経た後、情報開示担当役員の管理・監督のもと、速やかに開示を行っております。

日本色材工業研究所 コーポレート・ガバナンス体制 模式図

